

# 品川区支部規程

## 第1章 総 則

### (名 称)

第1条 この支部は、公益社団法人東京都宅地建物取引業協会（以下「本部」という。）品川区支部という。

### (事 務 所)

第2条 この支部の事務所を品川区戸越3丁目11番16号に置く。

### (目的および事業)

第3条 この支部は、会員相互の緊密な結合のもとに高潔なる品位の保持に努め、本部定款（以下「定款」という。）第3条に規程する目的を達成するため本部が行う同第4条の事業を推進し、かつ本部の会務運営に関する連絡ならびにその活動を遂行することを目的とする。

## 第2章 所 属 会 員

### (所属会員の種別および資格)

第4条 この支部の所属会員は正会員、準会員の二種とする。

2 この支部の正会員は、本部における正会員のうち、この支部の地域内に事務所を有し宅地建物取引業法により免許を受けた宅地建物取引業者とする。

3 この支部の準会員は、本部における準会員のうち、この支部の地域内に事務所を有する者とする。

### (懲罰申請)

第5条 会員が次の各号のいずれかに該当したときは、支部長は支部役員会の承認を得て、会長へ懲罰審査請求をしなければならない。

- (1) 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
- (2) 禁固刑以上の刑に処せられたとき
- (3) 宅地建物取引業法違反による処分をされたとき
- (4) 定款その他の規則に違反したとき
- (5) その他除名すべき正当な事由があるとき

### 第3章 役員

#### (種別および数)

**第6条** この支部に次の役員をおき、その任期は2年とする。

ただし、補欠または増員により選任された役員の任期は前任者または現任者の残任期間とする。

(1) 支部幹事30名以上52名以内

うち支部長 1名、副支部長2名以上3名以内

支部幹事長 1名

支部常任幹事6名以上15名以内

(2) 支部監査役2名以上3名以内

2 役員は再任されることができる。

#### (選任)

**第7条** 支部役員は、この支部に所属する正会員（法人会員の場合は、その代表者）のなかから支部総会において選任する。

ただし、支部長は支部総会において選出し、会長はこれを認証するものとする。

2 前項本文の規程にかかわらず、支部役員会において必要と認めるときは、正会員の正当な後継者と支部役員会が認める者を支部総会において、支部役員に選任することができる。

この場合、この正会員の代表者は、支部役員になることはできない。

#### (職務および権限)

**第8条** 支部長は支部を代表し、支部の業務を総理する。

2 副支部長は支部長を補佐し、支部長事故あるときはあらかじめ支部長の定めた順位によりその職務を代行する。

3 支部幹事長は支部長を補佐し、支部の業務を総轄する。

4 支部常任幹事は支部の常務を掌握する。

5 支部幹事は、支部役員会を構成し、支部の業務を執行する。

6 支部監査役は支部の財務および業務の状況を監査し、支部総会に報告しなければならない。

#### (顧問、相談役)

**第9条** この支部に顧問および相談役、参与を置くことができる。

2 顧問、相談役、参与は、支部役員会の承認を得て支部長が委嘱する。

3 相談役、参与は支部長の諮問に応じ支部役員会に出席して意見を述べる事ができる。

4 顧問、相談役、参与の任期は、これを委嘱した支部長の在任期間とする。

(解 任)

**第10条** 支部役員で、役員としてふさわしくない行為のあったときは、支部総会の決議により解任することができる。

2 支部長が本部理事の地位を失ったときには支部長も解職するものとする。

3 支部役員は正会員の資格を喪失したときに、その資格を喪失する。

## 第4章 会 議

(種 別)

**第11条** 支部の会議は、支部総会、支部役員会及び支部常任幹事会の3種とする。

(支部総会の構成および招集)

**第12条** 支部総会は、正会員をもって構成する。ただし、準会員は、支部総会に出席し、意見を述べることができる。

2 通常支部総会は、事業年度終了後1カ月以内に開催し、臨時総会は、支部役員会が開催の必要を認めたときもしくは所属会員の3分の1以上および本部から会議の目的たる事項を示して開催の請求があったときに開催する。

3 支部総会は支部長が招集する。

4 支部総会の招集は開催日の7日前までに会議の日時、場所および付議事項を示して所属会員に通知しなければならない。

(支部総会の決議事項および報告事項)

**第13条** 支部総会は、この規程に別に定めるもののほか次の(1)の事項を決議する。また、支部長は、次の(2)の事項について、支部総会において報告しなければならない。

(1) 決議を要する事項

(イ) 支部長(候補者)の選出

(ロ) 支部役員を選任

(ハ) 定款第40条第5項により推薦する理事候補者の選出

(ニ) その他運営上重要な事項

(2) 報告を要する事項

(イ) 支部の事業計画案および予算案

(ロ) 支部の事業報告および決算

**(支部総会の議事運営)**

**第14条** 支部総会の議事運営は定款第18条、第20条第1項ないし第22条、定款施行規則第9条、第10条の規定を準用する。

**(支部役員会の構成および招集)**

**第15条** 支部役員会は支部幹事をもって構成する。

- 2 支部役員会は支部長が招集する。
- 3 支部監査役は支部役員会に出席することができる。

**(支部役員会の決議事項)**

**第16条** 支部役員会はこの規程に別に定めるもののほか次の事項を決議する。

- (1) 支部の事業計画案および予算案の作成
- (2) 支部事業報告および決算の承認
- (3) 支部総会において決議した事項の執行に関する事項
- (4) 支部総会より委任された事項
- (5) 本部より付託された事項
- (6) 支部常任幹事会より付議された事項
- (7) 支部総会に付議すべき事項
- (8) 支部規程の改廃
- (9) その他業務運営上必要な事項

**(支部役員会の議事運営)**

**第17条** 支部役員会の議事運営は定款第33条、第34条ないし定款施行規則第11条第2項の規程に準じてこれを行う。

**(支部常任幹事会の構成及び招集)**

**第18条** 支部常任幹事会は、支部常任幹事及び支部長、副支部長、支部幹事長をもって構成し、必要に応じて支部長が随時これを開催する。

**(支部常任幹事会の決議事項)**

**第19条** 支部常任幹事会は、この規程に別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

1. 支部役員会で決定した事項の執行に関する事項
2. 支部役員会より委任された事項
3. 支部役員会に付議すべき事項

**(支部常任幹事会の議事運営)**

**第20条** 支部常任幹事会の議事運営は定款第33条、第34条の規程に準じてこれを行なう。

## 第5章 委 員 会

### (委員会)

第21条 支部は第3条の目的達成のため定款施行規則第31条に準じて委員会を置く。

- ①総務委員会
- ②財務委員会
- ③情報委員会
- ④研修委員会
- ⑤消費者保護推進委員会
- ⑥社会貢献委員会

## 第6章 資産および会計

### (事業年度)

第22条 この支部の事業年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

### (経費の支弁)

第23条 この支部の経費は本部交付金、その他の収入により支弁する。

### (予 算)

第24条 この支部の予算は、支部役員会の承認を得、会長に提出し、本部理事会の決議を経て社員総会の承認を受けなければならない。

### (決 算)

第25条 支部の決算は、事業年度終了後10日以内に収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表および財産目録とともに、支部監査役の監査を経て、支部役員会の承認を得、会長に提出しなければならない。

### (資産の管理)

第26条 この支部の資産は、本部財務規約および支部役員会の定める方法に従って支部長が管理する。

### (備え付け帳簿)

第27条 この支部は、次に掲げる帳簿を事務所に備え付けるものとする。

- (1) 会員名簿
- (2) 財産目録
- (3) 金銭出納帳
- (4) 銀行勘定帳
- (5) 元 帳
- (6) 支部総会議事録綴
- (7) 支部役員会議事録綴

## 第7章 支部事務局

### (支部事務局)

**第28条** この支部の業務を処理するため、事務局を置くことができる。

- 2 支部事務局に事務局員を置くことができる。
- 3 支部事務局の事務局諸規程については、支部役員会の意見を聞いて本部において作成し、本部の理事会の承認を得て別に定める。

## 第8章 雑 則

### (報 告)

**第29条** 支部長は、この規程に定めるもののほか次の事項について、本部に報告しなければならない。

- (1) 支部総会の決議事項
  - (2) 執行しようとする事業の概要
  - (3) 支部各会議の開催日程
- 2 支部長は、次の各号の1に該当する事項があったときは、ただちに本部へ報告しなければならない。
- (1) 支部所属会員の変更
  - (2) 支部役員の変更

### (定款の準用および内規)

**第30条** この規程に定めのない事項については、定款および同施行規則の規程に準ずるものとし、また業務執行上必要な細部の事項については、支部役員会の決議を経て別に内規で定める。

### (規程の改廃)

**第31条** この支部規程の改廃は、支部役員会の決議を経て本部の理事会の承認を得なければならない。

ただし、この場合、次の支部総会に報告しなければならない。

- 2 定款および同施行規則が改正されたときは、支部役員会において、これに準じ改正しなければならない。

## 付 則

1. この支部規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
2. 前項の規定にかかわらず、平成24年の役員改選における役員の選任については、この規程を適用する。